

JGAP

ジェイギャップ

(Japan Good Agricultural Practice)

総合規則

2014

パブリックコメント版

2014年12月15日発行

2015年04月01日審査・認証開始

目 次

章	内容	頁
	はじめに	2
1.	適用範囲	2
2.	引用文書	2
3.	用語の定義と説明	3
4.	JGAP における機能分担	5
5.	JGAP 基準文書の開発と文書管理	5
6.	JGAP 審査・認証の範囲	6
7.	JGAP 審査・認証の基本	7
8.	JGAP 審査・認証の流れ	13
9.	JGAP 認証保有者の権利と義務及び認証取り消し	13
10.	JGAP マークの使用	17
11.	JGAP 審査員、JAGP 内部監査員及び JGAP 指導員について	21
12.	認定機関及び審査・認証機関について	24
13.	JGAP の研修及び JGAP 研修機関の認定について	25
14.	JGAP と他の GAP との同等性認証	26
15.	苦情対応、利害関係者の意見集約及びスキームの改善	27

・改訂履歴

はじめに

JGAP の開発及び運営は一般財団法人日本 GAP 協会（以下、日本 GAP 協会）が行っている。日本 GAP 協会は、公平公正に運営され、透明性の高い情報公開を行うこととし、以下の理念に基づく JGAP の開発と運営を通して、日本の農業及び農産物流通の健全な発展に寄与することを目的とする。
また、日本 GAP 協会は、JGAP の信頼性を保つための最大限の努力を行う。

JGAP の理念

人間と地球と利潤の間に矛盾の無い農業生産の確立と、生産・流通・消費の信頼関係構築を目指す。

日本の農場において、安全な農産物の生産、環境に配慮した農業、農業生産者の安全と福祉、適切な販売管理を実現するための手法として JGAP は開発された。JGAP が農場に導入されることにより、持続可能な農業経営を確立するとともに、消費者・食品事業者の信頼を確保することができるようになる。

JGAP とは日本の生産環境に適した農業生産工程管理の手法であり、日本の農業生産者と農産物流通業者の両者が協力して開発するべきものである。農業生産者が継続的に実行可能であり、かつ消費者・食品事業者が安心できる農業生産工程管理を構築する必要がある。

JGAP は農業生産者が自主的に取り組むべき経営手法である一方、その導入の達成段階は審査・認証制度を通して社会に広く認知されるべきであり、農業生産者が農産物販売において供給者としての信頼性を表現する基準としても機能すべきものである。

農産物の安全を確保して消費者を守り、地球環境を保全し、同時に持続的な農業経営を確立することが JGAP の目指す最終的な目標である。

1. 適用範囲

この規則は、JGAP の運営全般について規定する。JGAP の運営主体である日本 GAP 協会をはじめ、認定機関、審査・認証機関、農場・団体、JGAP に関する教育・指導機関・指導員、並びに JGAP マークを利用する組織は、この規則に従って活動することが要求される。

2. 引用文書

- (1) ISO/IEC 17011:2004 (適合性評価 - 適合性評価機関の認定を行う認定機関に対する一般要求事項)
- (2) ISO/IEC 17065:2012 (適合性評価 - 製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項)

3. 用語の定義と説明

(1) GAP

Good Agricultural Practice の頭文字で、直訳すると「良い農業のやり方」で、「適正農業規範」や「農業生産工程管理手法」などと訳されている。農産物生産の各段階で生産者が守るべき管理基準とその実践のことで、食の安全、環境保全型農業、労働安全などの視点から適切な農場管理のあり方についてまとめられたもの。

(2) JGAP

Japan Good Agricultural Practice の頭文字で、日本の生産者、小売業者、卸業者、食品製造業者、営農指導関係者、研究者などにより開発された GAP のスキーム。日本の法律ならびに生産環境、社会環境などを考慮している。

(3) JGAP 基準文書

JGAP の運営に係る文書で、巻末の別表に示す。

(4) JGAP マーク

日本 GAP 協会が使用权を持つ商標であり、食の安全、環境保全型農業、労働安全と労働福祉に配慮した農場管理を行う農場・団体に生産された農産物であることを表すもの。

(5) 農場

生産される農産物の所有権を保有し、一体的な管理体制（*注記1）をもつ経営体である。1つの農場には複数の圃場と複数の施設が含まれる場合がある。農場は一元的（*注記2）な管理の場合とそうでない場合がある。

なお、団体認証において、農産物取扱い施設が独立した経営体の場合、その経営体は農産物の所有権の有無に係らず一つの農場として取り扱う。ただし、個別認証の場合には、農産物取扱い工程のみを事業とする経営体（例えば選果場や茶工場）を農場とは扱わずその認証も行わない。

*注記1) 一体的な管理体制とは、同一の資本・経営の下で生産が行われており共通の体制で管理されていることを指す。

*注記2) 一元的な管理とは、一つの管理者・管理部門の管理下にある圃場・施設の作業記録を集約・確認できる管理体制を指す。共通の体制で管理されていても、当該管理者が作業記録を集約・確認できない圃場・施設が存在する場合（別の管理者が管理している圃場・施設が存在する場合）は一元的な管理とはいえない。

(6) 圃場

作物を栽培する土地、及び作物を栽培するハウス等を指す。栽培を管理する最小単位として扱う。

(7) 施設

農場管理に使用するための全ての建物、構築物及び装置を指す。施設には、例えば、農薬や肥料の保管庫、農機具の保管庫、農産物取扱い施設（茶の場合は茶工場を含む）、トイレ等がある。

(8) 団体

複数の農場が集まり、団体事務局を有する組織をいう。団体は、権利能力なき社団でも構わないが代表者を定めていなければならない。

(9) 団体事務局

JGAP に関して団体の統治を確実にを行うために団体内部に設置される事務局。団体の代表者は、団体事務局の責任者を指名する。指名された団体事務局の責任者は、JGAP に関する団体の統治の責任を負う。なお、団体の代表者は、団体事務局の責任者を兼ねることができる。団体事務局の責任者は品質管理の最終責任を負うため、内部監査に関する十分な知識を有していることが求められる。

(10) 作物

圃場で栽培（生育）中の植物をいう。収穫（摘採）後の農産物と区別する。

(11) 農産物

作物が圃場で収穫（摘採）された後は「農産物」とよび、収穫（摘採）前の作物と区別する。農産

物には、食品、飼料、医薬品及び医薬部外品の原料等がある。また、農産物にはそれらの種苗を含む。

(12) 農産物の分類

JGAP では、農産物を【青果物】【穀物】【茶】の分類に分ける。

(13) 品目

農産物の分類ごとに、日本 GAP 協会で定めた「JGAP 品目名リスト」に登録されている詳細な農産物の区分をいう。

(14) 商品

農場又は団体から出荷先に最終的に引渡す農産物の品目

(15) 食品

食品衛生法第 4 条に定める飲食物を指す。

(16) 外部委託

農産物の生産工程に直接係わる作業を外部の事業者へ委託することである。例えば播種・定植・防除・施肥・剪定・更新・収穫・摘採・農産物取扱いの工程が相当する。残留農薬検査や設備点検や基盤整備や経理業務等は農産物の生産工程ではないので該当しない。

なお、団体の場合で、団体内部で作業支援を融通し合う場合には、外部委託とはいわない。また、内部で共同防除等の体制をとっている団体は、団体と農場との役割分担として扱う。

(17) 「JGAP と同等性を認められた基準文書」

JGAP 基準文書と同等の内容を有することを、日本 GAP 協会の技術委員会にて判定され、最終的に日本 GAP 協会の理事会により同等性を承認された他の GAP の基準文書。他の GAP には、地方自治体・JA・流通業者等が作成したものがある。

(18) 自己点検

「JGAP 農場用 管理点と適合基準」を満たす自らの農場管理手順の運用状況を点検・確認すること。JGAP では年一回以上実施することが求められている。（「JGAP 農場用 管理点と適合基準」2012 年までで定められている用語の定義はこちらを優先させること）

(19) 内部監査

「JGAP 農場用 管理点と適合基準」及び「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」を満たすように定められた「団体・農場管理マニュアル」に基づき、団体の品質管理活動の一環として、団体事務局及び団体に所属する農場の運用状況を内部監査員及び内部監査補佐役が点検・確認し、その結果を団体事務局の責任者及び団体の代表者に報告すること。JGAP では年一回以上実施することが求められている。尚、「団体・農場管理マニュアル」は JGAP の要求事項以外の団体管理手順（品質基準等）を上乗せして規定することが可能であり、内部監査でその運用状況も同時に点検・確認することができる。

(20) 審査・認証

「JGAP 農場用 管理点と適合基準」及び「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」が満たされている程度を、審査・認証機関が点検・確認し、その評価結果を団体・農場に報告すること。審査には、初回審査・維持審査・更新審査・抜打ち審査・臨時審査があり得る。認証された農場・団体には、「JGAP 認証書」が発行される。

4. JGAP における機能分担

JGAP における農場・団体、審査・認証機関、認定機関、日本 GAP 協会、JGAP 研修機関の機能分担を示す。

機 能 分 担 表				
農場・団体	審査・認証機関	認定機関	日本 GAP 協会	JGAP 研修機関
* 「JGAP 農場用 管理点と適合基準」・「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」の導入・維持 * 自己点検 * 内部監査 * 審査の申込 * 是正の報告	* 審査員の教育・訓練 * 審査の申込受付 * 審査の計画・実施 * 是正の受付 * 認証及び認証継続の判定 * 認証書の発行 * 認証情報の日本 GAP 協会への報告	* 審査・認証機関の認定 * 認定書の発行 * 認定情報の日本 GAP 協会への報告	* JGAP の開発と運営 * 農場・団体の登録番号の発行・管理 * JGAP 認証農場・団体の登録情報公開 * JGAP 認証農場・団体の有効期限管理 * JGAP マークの発行・管理 * JGAP 研修ツールの開発 * JGAP 研修機関の認定 * JGAP 指導員の登録・管理 * JGAP 審査員の登録・管理 * JGAP と他の GAP との同等性認証	* JGAP 研修の開催 * 審査員の養成 * JGAP 内部監査員の養成 * JGAP 指導員の養成

5. JGAP 基準文書の開発と文書管理

5.1 JGAP 基準文書

JGAP の構築・運用及び審査・認証に係る JGAP 基準文書には以下がある。詳細は、「JGAP 基準文書一覧表」に示す。

JGAP 基準文書に関する著作権は日本 GAP 協会が保有し、農産物生産と流通及び審査・認証に携わる全ての関係者が利用することができる。なお、これらの文書より二次的著作物の作成を検討する場合は、日本 GAP 協会に事前に許諾を得る必要がある。

(1) 「JGAP 総合規則」

本規則のことで、JGAP 審査・認証の規則と手順を中心に、JGAP マークの表示方法、他の GAP との関係（同等性認証）等、JGAP 全般について定められている文書。

(2) 「JGAP 農場用 管理点と適合基準」

適切な農場管理の視点から、食の安全、環境保全型農業、労働安全などについて管理すべきポイントとその状態について客観的な判断基準を示した審査・認証の基準文書。農産物別に【青果物】【穀物】【茶】がある。なお、文中に記載されている「参考情報」・「取組例」は JGAP を構築・運用する際に参考となる情報であり、審査・認証の基準ではない。

(3) 「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」

適切な団体統治の視点から、団体事務局が管理すべきポイントとその状態について客観的な判断基準を示した審査・認証の基準文書。

(4) 「ガイドライン」

JGAP の審査・認証の実務面から、又は法令の適合性判断基準として、上記(2)に追加される審査・認証の基準文書

(5) 「技術レター」

上記の(1)～(4)を補足する情報。審査・認証機関及び農場・団体等からの問い合わせの多い事項や、基準文書の解釈について協会のホームページを通じて不定期に発信される。

(6) 「技術委員会規定」、「規約」、「細則」

日本 GAP 協会の運営に必要な文書のうち、JGAP に関係ある文書。

5.2 JGAP 基準文書の開発に係る責任と権限、及び文書管理方法

基準文書	審議・起案	承認	版の識別	見直し頻度
JGAP 総合規則	技術委員会	理事会	発行年/版数	1年に1回
JGAP 農場用 管理点と適合基準	技術委員会	理事会	発行年/版数	3年に1回
JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準	技術委員会	理事会	発行年/版数	3年に1回
ガイドライン	技術委員会	技術委員長	発行年月日	必要に応じ
技術レター	技術委員会	技術委員長	発行年月日	必要に応じ
技術委員会規定	専務理事または事務局長	理事会	発行年月日	必要に応じ
規約、細則 (JGAP に関係のある文書のみ)	専務理事または事務局長	技術委員長	発行年月日	必要に応じ
標準 JGAP 品目名リスト	専務理事または事務局長	技術委員長	発行年月日	必要に応じ

5.3 JGAP 基準文書の発行、及び改訂された場合の旧版の取扱い

- (1) 専務理事または事務局長は、JGAP 基準文書が承認された場合、関係者への周知・説明のための期間を考慮して、発行日及び審査・認証の開始日を決定する。
- (2) 「JGAP 総合規則」、「規約」、「技術委員会規定」及び「細則」は、新たな版が発行された時点で、旧版の効力は失効する。
- (3) 「JGAP 農場用 管理点と適合基準」及び「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」並びにその「ガイドライン」は、新たな版が発行された場合、旧版であっても1年間は併存して効力を持つ。(初回審査・更新審査の受付を旧版でも受け付ける)
- (4) 上記(2)及び(3)で例外を認める場合は、理事会の承認を得る。

5.4 言語

JGAP 基準文書は、日本語版を原版とする。JGAP を日本語以外の言語に翻訳する場合、日本 GAP 協会の技術委員会による承認が必要である。翻訳版はそれを用いてその言語での JGAP の審査および認証を行うことができる。

5.5 改訂版の通知

改訂版の発行は日本 GAP 協会のホームページを通じて公告される。日本 GAP 協会は必要に応じて審査・認証機関等の関係者への通知を行う。

6. JGAP 審査・認証の範囲

6.1 JGAP 審査・認証の対象となる商品

- (1) 生産品目の限定

JGAP 審査・認証を希望する農場・団体は、その農場・団体が生産・販売している全ての商品を審査対象とすることが望ましいが、商品を限定して審査・認証の対象とすることができる。

農産物（青果物、穀物、茶）ごとに、本規則と別に定めた「標準 JGAP 品目名リスト」に記載のある品目に該当する商品が対象となる。

(2) 並行生産について

同一農場の一元的管理を実施しているエリア内で、同一品目について、JGAP 審査・認証の対象となる農産物と非対象の農産物の並行生産は認めない。

(3) 並行所有について

JGAP 認証農場で生産された農産物（7.5 参照）と、そうでない同一品目の農産物を農場・団体が購買・所有することは可能である。

6.2 JGAP 審査・認証の対象となる工程

(1) 一般

JGAP 審査・認証の範囲となる工程は農場における農産物の生産工程のすべてとする。これは土・水の管理や種苗の管理に始まり、農業生産における作業のすべて、そして農産物の出荷に至るまでを指す。農産物の生産工程には農産物取扱いの工程を含む。出荷に関する作業は、農産物の買手に所有権が移行するまでとする。ただし、共同選果・委託販売の場合は管理責任が受託側に移行するまでを指す。

(2) 農産物取扱いの工程について

農産物取扱いの工程とは、収穫（摘採）後の農産物の保管、選別、調製、洗浄、商品の性状を変えない簡易な切断、乾燥、包装、及びこれらの農産物取扱い施設からの出荷（積込・輸送・引渡し）までの工程を指す。これらの詳細な事例は、農産物の分類ごとに発行された「JGAP 農場用 管理点と適合基準」に定める。（*注記 1、*注記 2）農産物取扱いの工程が、その農場・団体の管理下では無い場合、あるいは他の農場・団体の商品と区別無く扱われる場合、農産物取扱いの工程については審査の該当外とし、その旨が認証書に明記される。

*注記 1) 米の場合、農産物取扱い工程を、籾までとするか、玄米までとするか、精米までとするかを農場・団体が選択できる。

*注記 2) 茶の場合、農産物取扱い工程を、生葉までとするか、荒茶までとするか、仕上茶までとするかを農場・団体が選択できる。

(3) 外部委託している生産工程について

農場・団体が、農産物の生産工程を外部委託している場合でも、その工程を管理された状態で維持することが求められる。従って、外部委託している工程の管理状態についても審査・認証の対象となる。審査方法については 8.2 (5) に示す。

7. JGAP 審査・認証の基本

7.1 JGAP の審査および認証

JGAP の審査および認証とは、農場・団体が保有する農場管理または団体管理の仕組みとその運用を審査し、定められた基準に対するその適合性を認証するものである。個別認証の場合には当該農場に、団

体認証の場合には当該団体に認証が与えられる。

(1) 審査の種類

JGAP には下記の 2 種類の審査がある。

- (a) 個別審査：農場における農産物の生産工程の管理状態を審査する。
- (b) 団体審査：団体による農場統治の状態と、団体に所属する農場における農産物の生産工程の管理状態の両方を審査する。団体審査を受けることができる団体の条件は下記のとおりとする。
 - ① 何らかの団体共通のルール（団体・農場管理マニュアル等）を共有し、文書化している。
 - ② 上記のルールを運用するための主体となる団体事務局が団体内部に存在する。
 - ③ 「JGAP 農場用 管理点と適合基準」が求める項目について、団体事務局の責任範囲と団体に所属する各農場の責任範囲が明確になっている。
 - ④ 「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」に従った農場統治を団体事務局が行っている。

(2) 団体審査の場合、団体事務局審査と団体に所属する農場数の平方根以上（小数点切り上げ）の農場を選定し、サンプルとして審査する。審査・認証機関は、団体の生産品目、作型、規模、前回までの審査の状況を考慮し、団体を代表すると考えうる農場を選定して、最初の農場審査実施の原則 7 日前に団体事務局に通知する。審査員一人あたりの審査する農場数は最大でも 1 日 4 農場以下とする。初回審査及び更新審査の場合は、団体事務局の審査終了から 1 ヶ月以内に農場の審査を終了させることを原則とする。

(3) 団体審査は、上級審査員あるいは上級審査員を含む審査チームが実施する。

(4) 過去に個別審査を受け、認証を取得した農場が、その有効期限内に団体審査を受ける農場として団体に加わっていることは可能である。その場合でも、個別認証は有効期限まで有効なものとして扱われる。

7.2 JGAP 認証が求める基準への適合性

(1) 「JGAP 農場用 管理点と適合基準」または「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」の管理点は全て審査され、それぞれの結果が「適合」「不適合」「該当外」のいずれかに決定される。「該当外」とする場合は、その判断の正当性を証明できなければいけない。

ただし、維持審査の場合には、7.3(2)に示された維持審査の目的を遂行するにあたり、前回までの審査結果を考慮して確認する管理点の重点化が可能である。

(2) 「JGAP 農場用 管理点と適合基準」の審査される管理点には、必須項目、重要項目、努力項目の 3 つのレベルがある。

- (a) 必須項目：法律遵守などの面からも最も重要で、農産物の安全などに欠かすことのできない管理点
- (b) 重要項目：適合することが強く求められる管理点
- (c) 努力項目：審査結果には影響しないが、より理想的な農場管理のための項目であり、積極的に取り組むことが望まれる管理点

(3) 審査の結果、下記の適合性が確認された場合に認証が与えられる。認証を得た農場を「JGAP 認証農場」、認証を得た団体は「JGAP 認証団体」と呼ぶ。

<個別審査の場合>

個別認証・・・「JGAP 農場用 管理点と適合基準」

該当する必須項目に 100%適合
該当する重要項目に 95%以上適合

<団体審査の場合>

団体認証・・・「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」

該当する項目に 100%適合

「JGAP 農場用 管理点と適合基準」

該当する必須項目に 100%適合

該当する重要項目に 95%以上適合

7.3 審査のタイミングと条件

審査は、初回審査 → 維持審査 → 更新審査 → 維持審査 → 更新審査 …… というサイクルで実施する。以下に審査のタイミングと条件を定める。

(1) 初回審査

初回審査は、JGAP 審査を初めて申し込んだ農場・団体、もしくは、以前に認証を得ていたが有効期限が切れたために再び審査を申し込む農場・団体が最初に受ける審査である。なお、審査・認証機関を変更する場合には、更新審査の扱いとなる。農場・団体が認証の基準を満たす運営ができていない、またはその運営体制があることを評価する審査である。この審査の認証日から 2 年間で認証の有効期限となる。初回審査では、審査申込書に記載のある農産物のうち、1 種類以上の品目が審査時に存在中（*注記 1）であることを原則とする。

*注記 1)「存在中」とは、農場内の圃場もしくは施設に、生育中もしくは農産物取扱い中であることを指す。

(2) 維持審査

維持審査は、初回審査または前回の更新審査から次回の更新審査までの間、JGAP 認証農場・団体が継続して認証の基準を満たす運営ができていないことを評価する審査である。

維持審査は、認証日より 18 ヶ月以内の間で、審査・認証機関が指定するタイミングで実施する。維持審査では、審査申込書に記載のある農産物のうち、1 種類以上の品目が審査時に存在中であることを必須とする。維持審査では、農産物取扱いの工程をはじめ、農場・団体にとって特に重要な生産工程であると審査・認証機関が判断する生産工程が、農場・団体に存在するタイミングで審査を実施することが期待されている。

*特記事項

更新審査の結果、是正の必要がなく認証の基準を満たす運営ができていないことが確認された場合に限り、審査・認証機関の判断で維持審査を省略することができる。なお、初回審査の場合には、この特別ルールは適用されず、農場・団体は必ず維持審査を受けなければならない。

(3) 更新審査

更新審査は、前回の維持審査から今回の更新審査までの間、JGAP 認証農場・団体が継続して認証の基準を満たす運営ができていないことを評価すると共に、これまでの有効期限内の活動を総合的に評価する審査である。この審査の終了後、有効期限が更新され、新たな認証書が発行される。有効期限は元の有効期限の次の日から 2 年間となる。

更新審査は、審査で発見された不適合の是正処置に要する期間及び判定に要する期間を考慮し、原則として有効期限の 6 ヶ月前から実施可能である。更新審査では、審査申込書に記載のある農産物のうち、1 種類以上の品目が審査時に存在中であることを原則とする。

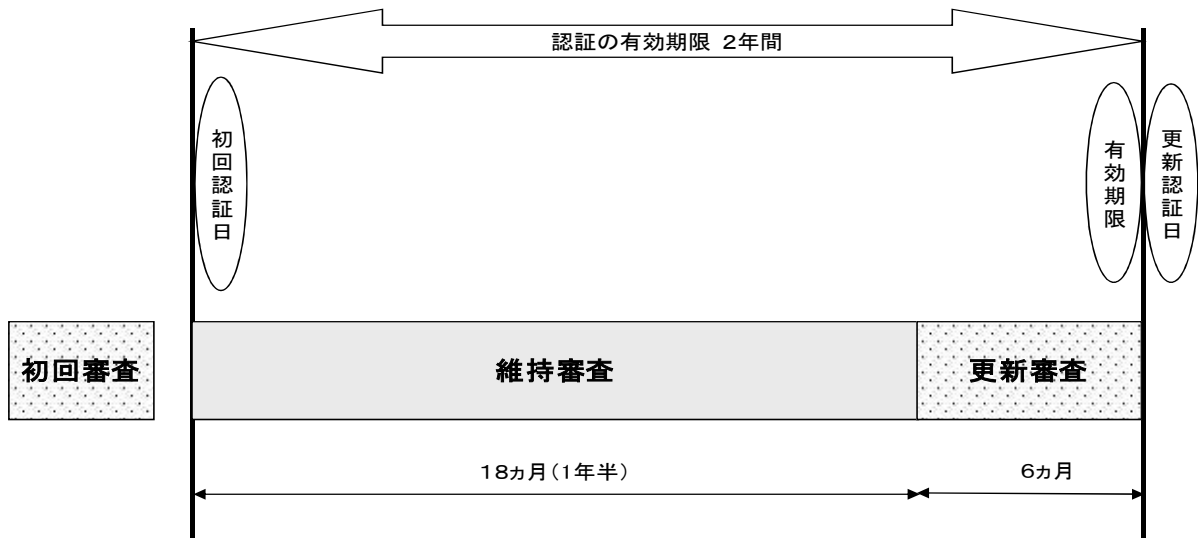
(4) 付帯条件

(a) 初回審査または維持審査または更新審査において、認証の有効期限内に、認証書に記載さ

れた品目のうち1種類以上の品目の農産物取扱いの工程を必ず確認すること。

- (b) 認証の有効期限内に、認証書に記載された全ての品目について審査で確認することが望ましいが、それが不可能な品目については、審査・認証機関が確信に足るサンプリング品目を確認すること。例えば、青果物の場合であれば、果菜・葉菜・根菜及び栽培方法（水耕と土耕、施設栽培と路地栽培等）の組合せ等が考えられる。
- (c) 認証書に記載された品目が複数ある場合には、維持審査及び更新審査において、これまでの審査で存在中ではなかった品目を優先して審査すること。
- (d) 本規則 7.3(3)にもとづいて更新審査を繰り返す場合、更新認証日の月と日は固定される。更新認証日の月と日を変更したい場合には、JGAP 認証農場・団体は、審査・認証機関に有効期限の短縮を申請し、更新審査を前倒して実施することで調整できる。有効期限の延長による更新認証日の月と日の変更は認めない。
- (e) 初回審査及び更新審査を旧版の「JGAP 農場用 管理点と適合基準」及び「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」で受けた場合、維持審査は同じ版で受けることを基本とするが、新しい版で審査を受けることも可能である。ただし、認証書には版数が明記され、維持審査で版が変更された場合は認証書の再発行となる。

審査のタイミング



7.4 認証日、有効期限及び認証書の記載事項

認証書とは、農場・団体が審査・認証機関からJGAPの認証を与えられていることを示す文書である。

- (1) 認証日とは、審査・認証機関において認証と判定された日を指す。
初回審査の場合は初回認証日、更新審査の場合は更新認証日という。
- (2) 認証の有効期限は認証日から2年間とする。
- (3) 認証書の様式は審査・認証機関が定める。認証書には以下の内容が明記されていなくてはならない。

(a) <基本情報>

- ① JGAP ロゴ
- ② 審査・認証機関の名称とロゴ並びに責任者の名前
- ③ 個別認証の場合、農場の名称（名前）と農場の住所。団体認証の場合、団体の名称及び団体事務局の住所、並びに団体に所属する農場の名称（名前）と住所が認証書に添付される。
- ④ 本規則 8.1(4)で要求している登録番号。ただし、審査・認証機関が固有の識別番号を同時に記載することは妨げない。

(b) <認証の対象>

- ① 審査で使用された「JGAP 農場用 管理点と適合基準」及び「JGAP 団体事務局用 管理点

と適合基準」の版数

*注記) JGAP と他の GAP との同等性認証の場合は、「JGAP と同等性を認められた基準文書」とその版

- ② JGAP 認証農場で生産された農産物の分類（「青果物」「穀物」「茶」）
- ③ JGAP 認証農場で生産された農産物の品目名。団体認証の場合は、農場毎に品目を明記すること。品目は「標準 JGAP 品目名リスト」に記載のある品目名を使用することを原則とする。
- ④ 農産物取扱いの工程が含まれない場合、「農産物取扱いの工程は該当外」と明記する。農産物取扱いの工程が含まれる場合には、全ての農産物取扱い施設の名称及び住所を明記する。（外部委託先も含む）
- ⑤ 米と茶については、審査の対象範囲により、以下を記載する。

* 米の場合

農産物取扱いの工程	認証書への記載
粳まで	「粳」
玄米まで	「粳 玄米」
精米まで	「粳 玄米 精米」

* 茶の場合

農産物取扱いの工程	認証書への記載
生葉まで	「生葉」
荒茶まで	「生葉 荒茶」
仕上茶まで	「生葉 荒茶 仕上茶」

(c) <日付関係>

- ① 初回認証日又は更新認証日
- ② 認証の有効期限

7.5 JGAP 認証農場で生産された農産物

JGAP 認証農場で生産された農産物とは、個別認証を得た農場で生産された農産物、または団体認証を得た団体から出荷された農産物を指し、JGAP 認証書に記載のある農産物であり、かつ JGAP 認証書に記載のある農産物取扱い施設で取り扱われたものである。

認証日から認証の有効期限までの間に農場または団体から出荷・販売された農産物（*注 1）を、JGAP 認証農場で生産された農産物として取り扱うことが可能である。

認証を得た団体に所属する農場が、団体とは関係なく農産物を出荷・販売する場合、それは審査を受け認証を得た団体の管理の仕組みの外で扱われる農産物であるとし、JGAP 認証農場で生産された農産物と称して出荷・販売してはならない。JGAP 認証農場で生産された農産物だけが、本規則 10 の JGAP マークの使用を許可される。

*注 1) “団体から出荷・販売された農産物”とは、団体事務局の統治下にある状態で出荷・販売される農産物を言う。団体事務局を経由した販売が望ましいが、そうでない場合には、以下の条件を満たす必要がある。

(1) 団体に所属する農場が“JGAP 認証農場で生産された農産物”として農産物を販売することに対して、団体事務局の責任の下で販売を許可した記録の保有。この記録は当該農場の販売先が要求した場合には、団体事務局から販売先へ提示する必要がある。

(2) 団体に所属する農場が“JGAP 認証農場で生産された農産物”として農産物を販売した場合のトレーサビリティを団体事務局が確認した記録の保有

7.6 JGAP 認証農場で生産された農産物の購買

JGAP 認証農場で生産された農産物を、同一品目で認証されている別の JGAP 認証農場・団体が購買して、自分の農場・団体の JGAP 認証農場で生産された農産物と合せて取扱い、JGAP 認証農場で生産された農産物として出荷・販売することは以下の条件の下で可能である。

(1) 個別認証の農場からの購買の場合

- a. 購買先の認証農場が発行した納入記録又は受入先の農場・団体の受入記録に基づくトレーサビリティを受入先の農場・団体が確認できる。
- b. 購買先の認証農場から JGAP 認証書の写しを入手し、JGAP 認証状態の適切性（農場名、品目、有効期限）が確認できる。

(2) 団体認証の団体からの購買の場合

- a. 購買先の認証団体（*注1）が発行した納入記録又は受入先の農場・団体の受入記録に基づくトレーサビリティを受入先の農場・団体が確認できる。
- b. 購買先の認証団体（*注1）から JGAP 認証書の写しを入手し、JGAP 認証状態の適切性（団体名、品目、有効期限、所属農場名）が確認できる。

*注1)販売する団体の団体事務局が許可した農場含む。

7.7 JGAP 認証の後の管理

7.7.1 認証日の後に新たに生産する品目を増やす場合

- (1) 農場・団体は、新たに生産を始める品目を JGAP 認証農場で生産された農産物として取扱いたい場合には、審査・認証機関に追加品目の申請をする。
- (2) 審査・認証機関は、新たに追加された品目について認証の基準を満たす運営ができていると確信するに足る手段で確認し、追加の可否を判定する。確認の手段には、現地審査を伴うこともあり得る。
- (3) 判定の結果、追加が認められた場合には認証書が再発行され、JGAP 認証農場で生産された農産物として扱うことができる。
- (4) 審査・認証機関は、変更された認証内容について、日本 GAP 協会へ報告する。

7.7.2 認証日の後に新たに生産する圃場を増やす場合

「JGAP 農場用 管理点と適合基準」には新規圃場の適性の確認を求める管理点が存在する。認証日の後に新たに生産する圃場を増やす場合、この管理点への適合を農場・団体自身が確認することで圃場を増やすことができる。この圃場で生産された農産物も JGAP 認証農場で生産された農産物として扱うことが可能である。審査・認証機関への申請等は不要である。

7.7.3 認証日の後に新たに農産物取扱い施設を増やす場合

- (1) 農場・団体は、新たに使用を始める農産物取扱い施設で取扱う農産物を JGAP 認証農場で生産された農産物として扱いたい場合には、審査・認証機関に施設の追加申請をする。
- (2) 審査・認証機関は、新たに追加された農産物取扱い施設が認証の基準を満たす運営ができていると確信するに足る手段で確認し、追加の可否を判定する。確認の手段には、現地審査を伴うこともあり得る。
- (3) 判定の結果、追加が認められた場合には認証書が再発行され、JGAP 認証農場で取扱う農産物として扱うことができる。

7.7.4 認証日の後に新たに団体内の農場を増やす場合

- (1) 認証を得た団体が、新たに団体に所属する農場を JGAP 認証農場として追加したい場合には、「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」に従っていることを条件に、審査・認証機関に農場追加の申請をする。

- (2) 審査・認証機関は、新たに追加された農場が認証の基準を満たす運営ができていると確信するに足る手段で確認し、追加の可否を判定する。新たに追加される農場数が認証書に記載された全農場数の10%未満の場合は必ずしも現地審査の必要はない。確認の手段には例えば、内部監査の実施状況の確認などがある。ただし、新たに追加される農場数が認証書に記載された全農場数の10%以上増加する場合には、新たに追加される農場に対する現地審査が必要である。この場合、新たに追加される農場数の平方根以上（小数点切り上げ）を選定し、現地審査する。なお、この追加農場の現地審査の後に実施する維持審査あるいは更新審査の審査農場数について、審査・認証機関の判断により追加農場の現地審査農場数を超えない数を差し引くことができる。（例：50農場の団体に10農場追加希望がある場合、 $\sqrt{10}$ で4農場の新規追加農場の現地審査を行う。次の更新審査は $\sqrt{60}$ で8農場の審査が必要となるが、追加農場の現地審査農場数が4なので、 $8-4$ で4農場のみの審査が可能となる。但し、更新審査8農場から差し引く農場数は0から4の間で審査・認証機関が判断する。）
- (3) 判定の結果、追加が認められた場合には認証書が再発行され、JGAP認証農場として扱うことができる。
- (4) 審査・認証機関は、変更された認証内容について、日本GAP協会へ報告する。

8. JGAP 審査・認証の流れ

8.1 審査申込・日程調整

JGAP 認証の取得を希望する農場・団体は審査・認証機関に審査の申込を行う。審査・認証機関とは、認定機関が本規則 12 に基づいて認定した機関である。それ以外の機関が行った審査及び認証を日本GAP協会は認めない。

- (1) 農場・団体は、審査・認証機関へ直接審査の申込を行う。審査申込は、審査・認証機関が用意した審査申込書を使用する。審査の申込に当たっては以下に留意する。
- (a) 審査の種類（本規則 7.1 参照）
個別審査・団体審査
- (b) 審査のタイミング（本規則 7.3 参照）
初回審査・維持審査・更新審査
- (c) 審査希望時期
本規則 7.3 を考慮すること。審査・認証機関は、農場・団体に対して本規則 7.3 について十分説明する義務がある。
- (d) 指導を担当した JGAP 指導員（JGAP 指導員については本規則 11.12 参照）
- (e) 適合性を審査する基準
- ① 「JGAP 農場用 管理点と適合基準」の農産物の分類（青果物・穀物・茶）とその版
 - ② 「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」の版
- * 注記）JGAP と他の GAP との同等性認証の場合は、「JGAP と同等性を認められた基準文書」とその版が審査基準となる。
- (f) 審査対象品目（本規則と別に定める「標準 JGAP 品目名リスト」に記載のある品目）
- ① 初回審査の場合
認証を希望する品目
 - ② 維持審査及び更新審査の場合
既に認証されている品目、及び追加で認証を希望する品目
- (g) 審査を受ける農場・団体の基本情報
名称（名前）・住所・連絡先・圃場の合計面積

(h) 圃場情報

圃場名・圃場ごとの審査対象品目と審査希望時期における状態（存在しない・存在中（栽培中・収穫又は摘採中・保管中等））・圃場ごとの面積

認証を希望する品目を生産する圃場はすべて記載する必要がある。

なお、団体の場合は、団体に所属する農場ごとに記載する。

(i) 農産物取扱い施設の基本情報

施設名称・住所・連絡先・外部委託先かどうか・農産物取扱いの作業の内容 等

認証を希望する品目の農産物取扱い施設はすべて記載する必要がある。

(j) 外部委託先の情報

外部委託している工程・委託先の名称・住所・連絡先・第三者認証の状況（8.2(5) 参照）

(k) 自己点検（個別認証の場合）、内部監査（団体認証の場合）の是正処置完了に対する確認

(2) 審査・認証機関は審査申込書の内容により審査工数を決定し、農場・団体と審査日程を調整する。
（外部委託先がある場合の調整も含む。）

(3) 審査・認証機関は、審査に先立ち審査申込書の内容を日本 GAP 協会事務局へ連絡する。

(4) 初回審査の場合、日本 GAP 協会事務局は、審査・認証機関へ当該農場・団体の登録番号を伝える。

(5) 審査・認証機関は日本 GAP に登録された審査員を選定する。選定の際は、本規則 11.8(1)に留意する。

8.2 審査及び是正報告の受付

(1) 審査・認証機関は、「JGAP 農場用 管理点と適合基準」及び「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」に基づき審査を実施する。

(2) 農場の審査は審査申込書に記載ある農場、圃場及び農産物取扱い施設を確認する。

(3) 圃場が複数ある場合、農場の管理状態を代表すると考えうる圃場をサンプルとして審査し、それをもって審査結果とすることが可能である。なお、一元的な管理ではない場合、管理の単位ごとに圃場を審査する

(4) 農産物取扱い施設が複数ある場合、管理が一元的であるかどうかに関わらず、平方根以上（小数点切り上げ）の農産物取扱い施設を確認しなければならない。審査員は、管理の一元化、工程の複雑さ等を考慮し、審査結果の信頼性に確信を得ることができるサンプリング（訪問場所及び訪問数）を自ら決定することができる。これには全ての農産物取扱い施設を確認することを含む。

(5) 農産物の生産工程を外部委託している場合、外部委託先の管理状態を農場・団体において確認することを基本とするが、審査員は審査結果の信頼性に確信を得ることを目的に、外部委託先に出向いて審査を実施することができる。ただし、農産物取扱い施設の確認については、上記(4)のサンプリング方法が外部委託先においても適用される。

なお、外部委託先が JGAP (JGAP と他の GAP との同等性認証含む)、GLOBALGAP、ISO9001、ISO22000 (FSSC22000 含む) の第三者認証制度のいずれかの認証を受けていることが確認できる場合、外部委託先へ出向いての審査を省略することができる。

(6) 審査・認証の対象品目を限った審査の場合であっても、対象品目以外の農産物や関係する資材・機械設備等の取扱いが不適切で対象の品目の食品安全に影響を及ぼす場合ははじめ、環境及び労働安全の視点でリスクが考えられる場合には不適合となり得る。

(7) 審査・認証機関は、審査結果を記録し、農場・団体に審査終了後に報告し、不適合については是正処置を要求する。

(8) 農場・団体事務局は、審査結果について審査員に質問することができる。指導員をはじめ、オブザーバーとして参加した者は、審査中に発言はできない。審査時間外に審査員に許可を得て発言することは可能である。審査員は、初回会議の場でこれらのことをオブザーバーに申し伝えるのが望ま

しい。

- (9) 審査の結果、不適合と指摘された項目に対して、審査後に農場・団体は適切に是正を行い、是正処置報告書を提出することで、認証を取得することが可能である。ただし、下記の場合には是正内容を再度現地で確認する場合がある。
- (a) 当該農場・団体の審査を担当した審査員より「是正の現地確認必要」の意見があり、審査・認証機関がその必要があると判断した場合。
 - (b) 審査結果で必須項目 70%以下の場合。
- (10) 是正処置報告書の提出期限は審査日から 4 週間以内とする。また、是正内容の現地確認を行う場合は、審査日から 8 週間以内に行う。

8.3 認証判定

- (1) 認証の判定は審査を実施した審査・認証機関が行う。農場・団体を審査した者及び利害関係を有する者は判定を行ってはならない。審査・認証機関は認証判定の結果、認証書の発行または再是正・再審査を要求することができる。
- (2) 認証書の発行は認証判定を実施した審査・認証機関が行う。

8.4 登録・情報公開

審査・認証機関は、JGAP 認証農場・団体の登録内容を日本 GAP 協会に通知する。日本 GAP 協会はホームページでその内容を公開する。日本 GAP 協会は、一部の情報の公開ならびに利用を日本 GAP 協会会員に限定することができる。

8.5 認証判定に係わる費用

- (1) 審査・認証費用
審査・認証機関が価格設定を行い、直接農場・団体へ請求を行う。
- (2) JGAP 認証農場・団体登録料
認証を受けた農場・団体は、審査・認証機関を通して日本 GAP 協会に JGAP 認証農場・団体登録料を支払う。ただし、新規に認証書が発行される初回審査時、及び認証書が更新される更新審査時、並びに認証後に団体内の農場が追加される場合に支払うものとする。尚、認証の取り消し、団体からの脱退等による JGAP 認証農場・団体登録料の返却は行わない。

8.6 抜き打ち審査

審査・認証機関は、JGAP 認証農場・団体に対し、原則 48 時間前に通告をした上で、抜き打ち審査を実施することができる。JGAP 認証農場・団体は正当な理由（医療上等）が無い限りこれを拒むことはできない。正当な利用がないのに抜き打ち審査を拒んだ場合には、当該農場・団体の JGAP 認証は一時停止される。団体の場合には、団体事務局に訪問してからサンプリング農場を決定する。サンプリング数は、通常審査の平方根以上である必要はない。その他審査の方法は、8.1 審査申込・日程調整について、審査・認証機関が主導で必要な情報を入手することを除いて、8.2～8.5 と同様とする。

9. JGAP 認証保有者の権利と義務及び認証取り消し

9.1 農場及び団体の義務

- (1) 認証された農場・団体は、認証書に記載された「JGAP 農場用 管理点と適合基準」および「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」の該当している部分に適合しているということに関して責任を負う。

- (2) 認証された農場・団体が審査・認証機関を変える場合、更新審査の扱いとする。新たに申請をする審査・認証機関に対して、現在の審査・認証機関が交付した認証書及び不適合項目一覧を含む審査報告書類一式の写しを提出しなければならない。現在の審査・認証機関が交付した認証書の有効期限が残っていても無効となり、新たな審査・認証機関が発行した認証書の有効期限となる。
- (3) 農場・団体は、同時に複数の審査・認証機関から審査を受け、または認証を得てはならない。
- (4) 認証された農場・団体は、本規則に従って、認証書に記載のある農産物取扱い施設や農産物の範囲の変更、団体への農場の加入／脱退といったデータの変更について、審査・認証機関に連絡する責任を負う。
- (5) 認証された農場・団体は、認証の範囲となる農産物の生産工程において作業を外部委託する場合、外部委託業者に JGAP の基準を遵守させなければならない。
- (6) 日本 GAP 協会、認定機関及び審査・認証機関は、認証を取得した農場・団体が販売する農産物について、法的な責任を負わない。

9.2 農場及び団体の権利

- (1) 農場・団体は、審査・認証機関に対してあらゆる苦情や異議の申し立てを実施することができる。また、もし審査・認証機関が十分な対応をしない場合、農場・団体は認定機関又は日本 GAP 協会に対して苦情を申し立てることができる。(16. 苦情対応 参照)
- (2) 農場・団体は、審査・認証機関が認定を失った場合においても、取得した認証は有効期限まで継続する。
- (3) 日本 GAP 協会、認定機関及び審査・認証機関は、申請者である農場・団体の生産工程の詳細、評価に関する報告書やそれに伴う文書を含むあらゆる情報を、機密事項として扱う。申請者である農場・団体は、事前に書面での同意がない限り、いかなる情報も第三者に対して公表されることはない。ただし、本規則 8.4 に従って、農場・団体の JGAP の認証の有無を農産物の購入者が確認する手段として、認証取得の後に「JGAP 認証農場・団体の名前」「JGAP 認証農場・団体で生産される農産物」その他付随する情報については、日本 GAP 協会のホームページ上で公開される。

9.3 認証の取り消し

農場・団体は、下記の場合において認証が取り消されることがある。取り消しの判断は審査・認証機関が行う。**判断には、臨時審査を伴う場合がある。**認証取り消しの前に、審査・認証機関は農場・団体に対して文書による警告を行うことが望ましいが、即時取り消しも可能である。警告は認証取り消しの 4 週間前に行われるが、警告を受けている間は認証一時停止となり、JGAP マークの使用についても許可を停止する。審査・認証機関は、認証の一時停止及び一時停止解除、並びに認証取り消しについての情報を日本 GAP 協会に連絡する。日本 GAP 協会は、これまで登録されている農場・団体の認証状態を常に最新の情報として管理する。認証取り消しについて、取り消し事由が悪質であり、社会的な信頼に関わる場合については、日本 GAP 協会のホームページ上で公告を行い、場合によってはその者に対して刑事告訴、賠償請求等の法的手段をとることがある。

- (1) 「JGAP 農場用 管理点と適合基準」で定められた必須項目または「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」で定められた項目の JGAP 違反に関するクレームが発生しているにもかかわらず、適切な是正措置を取る意思がない、もしくは 3 ヶ月以上放置されていることが確認された場合
- (2) 団体の内部監査の結果、所属する農場に必須項目の不適合が発見されているにもかかわらず、団体および農場が適切な是正措置を取る意思がない場合、その農場を団体から除名しない場合、もしくは 3 ヶ月以上放置されていることが確認された場合
- (3) 原産地表示違反や JGAP マーク使用に関する違反などの不適切な販売方法等により消費者の信頼を裏切り、又は、農業生産関連法規、食品関連法規、環境関連法規、労働法規その他法令に違反し、JGAP の認証にふさわしくないと判断された場合

- (4) 審査・認証に関する規定の料金を支払わない場合
- (5) 農場・団体が会社更生、破産、民事再生等の申し立てを受け、又は、自らその申し立てをしたとき、手形の不渡り処分、公租公課の滞納処分、又は、差押等の強制執行を受けたとき、もしくはそれに準ずる事由の発生した場合
- (6) 審査を担当した審査員との不適切な関係が原因で、審査結果が信頼できないと判断された場合
- (7) 審査・認証機関が適切に次回の審査申込みを促したにも関わらず、農場・団体から審査の申込みまたは意思表示が無く（他の審査・認証機関へ移行した場合は除く）、7.3 で規定されている審査のタイミングまでに審査が実施できなかった場合（*注記 1）

*注記 1) 有効期限を過ぎている場合には、認証の取消となる。有効期限内であれば一時停止とし、農場・団体から審査申込みが来た場合には更新審査として取り扱う。ただし、更新認証日がこれまでの有効期限を超過してしまった場合には初回審査の取扱いに切り替える。

10. JGAP マークの使用

10.1 JGAP マークとは

JGAP マーク（JGAP 及びその文言を含むマーク）は、日本 GAP 協会が有する登録商標であり、食の安全、環境保全型農業、労働安全と労働福祉に配慮した農場管理を行う農場・団体に生産された農産物であることを表すものである。

なお、JGAP マークは消費者向け農産物ブランドではなく、その農産物を生産した農場・団体が導入している経営管理の手法を伝えるものである。

10.2 JGAP マークの種類と使用許諾範囲、表示方法

JGAP マークには、JGAP 認証農場マークと JGAP 農産物使用マークの 2 種類がある。

10.2.1 JGAP 認証農場マーク

(1) JGAP 認証農場マークとは

本規則 7.5 に定める「JGAP 認証農場で生産された農産物」であることを表すマークで、JGAP 認証農場及び JGAP 認証団体が日本 GAP 協会から許諾を受けて表示することができる。JGAP 認証農場マークは、本規則 8.1(4)で要求している登録番号を含む。



登録番号 123456789



Reg.123456789

本規則 7 に基づき認証を得た農場用・団体用

同左 英語版

(2) JGAP 認証農場マークの表示条件、表示方法

- (a) JGAP 認証農場マークは「JGAP 認証農場で生産された農産物」だけが表示することができる。
- (b) JGAP 認証農場マークは JGAP 認証農場及び JGAP 認証団体が自ら表示する。原則として、

出荷後に中間流通業者や小売業者が表示することはできない。ただし、JGAP 認証農場及び JGAP 認証団体の管理責任の下においてのみ、小売店舗における POP 等への JGAP 認証農場マークの使用は可能である。

- (c) JGAP 認証農場マークを表示するときは、認証を得ている農場・団体の名称（名前）を必ず併記し、また同時に見ることができる距離の範囲内で使用することを原則とする。
- (d) JGAP 認証農場マークは、農場・団体の名称（名前）、または使用する農産物ブランド（小売業等のプライベートブランドを含む）よりも小さく表示することを原則とする。ただし、視認性を確保するため、最小でも高さ 10mm 以上となることを優先する。
- (e) 商品上または販促物などにおいて、JGAP について補足説明を文言で行う場合、日本 GAP 協会が定めた定型文言から選択して使用する。定型文言は JGAP 認証農場マークを適切に説明するものであり、日本 GAP 協会が定めたもの以外は原則として使用できない。ただし、JGAP 認証農場・団体から提案があった場合には、日本 GAP 協会で審議し、定型文言への追加を決定する。
- (f) 上記の a～e についての詳細は、別途定める「JGAP マーク使用の細則」に示す。

(3) 使用許諾範囲

JGAP 認証農場マークは以下の範囲に表示することを許可する。

- (a) 「JGAP 認証農場で生産された農産物」及びその商品の包装資材・梱包資材
- (b) JGAP 認証農場・団体の名刺、看板、ホームページ、パンフレット、広告、その他の販促資材

(4) JGAP 認証農場マークの使用にかかる費用

JGAP 認証農場マークの使用にかかる費用は、使用頻度にかかわらず無料とする。

10.2.2 JGAP 農産物使用マーク

(1) JGAP 農産物使用マークとは

「JGAP 認証農場で生産された農産物」を原料として使用し加工・製造した商品であることを表すマークで、その加工・製造業者（これを JGAP 農産物使用マーク使用者という）が日本 GAP 協会から許諾を受けて表示することができる。JGAP 農産物使用マークは、日本 GAP 協会が許諾時に発行する JGAP 農産物使用マーク使用者の登録番号を含む。

なお、JGAP 農産物使用マーク使用者とは、商品に表記されている表示内容に法律上の責任を持つ者を指す。プライベートブランド商品等で製造委託している場合、製造委託先ではなく、販売者が JGAP 農産物使用マークの使用について日本 GAP 協会から許諾を得る。JGAP マークの信頼性を保つため、JGAP 農産物使用マーク使用者は信頼に足る事業者であることが求められる。



登録番号 123456789

本規則 10 に基づき許諾を得た加工・製造業者用



Reg.123456

同左 英語版

(2) JGAP 農産物使用マークの表示条件、表示方法

- (a) 原材料の農産物は、全て「JGAP 認証農場で生産された農産物」であること。
- (b) 農産物以外の原材料は、「JGAP マーク使用の細則」に示すものを除き、全て「JGAP 農産物使用マーク」の許諾を受けていること。
- (c) 日本 GAP 協会から許諾を受けた JGAP 農産物使用マーク使用者またはその製造委託先が包装した商品に限り、JGAP 農産物使用マークを表示できる。
- (d) JGAP 農産物使用マークを表示する時は、日本 GAP 協会から許諾を受けた JGAP 農産物使用マーク使用者の名称を、商品上及び販促物において必ず併記する。
- (e) JGAP 農産物使用マークは、商品ブランド名称、または JGAP 農産物使用マーク使用者の名称（または社名ロゴ）の表示より小さく表示すること。ただし、視認性を確保するため、最小でも高さ 10mm 以上となることを優先する。
- (f) 商品上または販促物などにおいて、JGAP について補足説明を文言で行う場合、日本 GAP 協会が定めた定型文言から選択して使用する。定型文言は JGAP 農産物使用マークを適切に説明するものであり、日本 GAP 協会が許諾したもの以外は原則として使用できない。ただし、JGAP 農産物使用マーク使用者から提案があった場合には、日本 GAP 協会が審議し、定型文言への追加を決定する。
- (g) 原材料を生産した JGAP 認証農場・団体の名称（名前）を併記することは任意とする。併記する場合には、JGAP 認証農場・団体の名称（名前）と登録番号を併記すること。
- (h) 上記の a~g についての詳細は、別途定める「JGAP マーク使用の細則」に示す。

(3) 使用許諾範囲

JGAP 農産物使用マークは以下の範囲に表示することを許可する。

- (a) 「JGAP 認証農場で生産された農産物」及び「JGAP 農産物使用マーク」のある加工品を原材料として使用した商品の包装資材・梱包資材
- (b) 「JGAP 認証農場で生産された農産物」及び「JGAP 農産物使用マーク」のある加工品を原材料として使用した商品の販促物、ホームページ

(4) JGAP 農産物使用マーク使用者の条件

日本 GAP 協会は、下記の条件を満たす JGAP 農産物使用マーク使用者に、JGAP 農産物使用マークの使用を許諾する。

- (a) 食品安全を確保し、食品偽装を防止することを目的として、JGAP 農産物使用マーク使用者は JGAP 農産物使用マークを使用する商品を加工・製造する場所（外部委託先を含む）において、日本 GAP 協会が認める下記の認証等を取得している。
 - ① ISO22000（FSSC22000 含む）または ISO9001 の認証、総合衛生管理製造過程の承認
 - ② その他の HACCP・GMP 関連の認証については、日本 GAP 協会が個別に判断し、「技術レター」で紹介する。
- (b) JGAP 農産物使用マークを表示する商品の原材料としての農産物及び加工品が、全て「JGAP 認証農場マーク」、又は「JGAP 認証農場の農産物使用マーク」の使用許可を受けていることを把握して使用できる。
- (c) 上記(b)を満たしていることが分かる仕入・製造・出荷等の記録を保管しておく。日本 GAP 協会が監査を要求した際には開示して説明できる。なお、日本 GAP 協会は、JGAP 農産物使用マーク使用者から入手した商品の製造及び販売に関する情報について、守秘義務がある。
- (d) JGAP 農産物使用マークの使用状況に関する報告書を日本 GAP 協会に年 1 回提出する。

(5) JGAP 農産物使用マークの使用にかかる費用

JGAP 農産物使用マーク の使用は、所定の使用料を支払う。

10.3 JGAP マークの使用者の権利と義務

JGAP マークの使用を希望する JGAP 認証農場・団体及び JGAP 農産物使用マーク使用者は、本規則および別途定める「JGAP マーク使用の細則」に基づく所定の手続きを取ることにより、日本 GAP 協会から JGAP マーク使用許諾を得て、JGAP マークの通常使用権を得ることができる。通常使用権を得た JGAP 認証農場・団体及び JGAP 農産物使用マーク使用者は、本規則に基づき JGAP マークを使用することができる。その使用者は本規則を優先したうえで、「商標法」「不正競争防止法」「不当景品類及び不当表示防止法」その他関係法令を遵守しなければならない。使用者は JGAP マークが他人に悪用、盗用されないよう最善の注意を払わねばならない。JGAP マークの不正使用が発覚した場合、日本 GAP 協会はその者に対して差し止め請求・損害賠償請求等の民事上及び刑事告訴等の刑事上の法的措置を取ることがある。また、下記の者には、JGAP マークの使用を認めない。

- (1) JGAP の認証を持たない、または認証の有効期限が切れた農場・団体、または日本 GAP 協会から使用許諾を得ていない JGAP 農産物使用マーク使用者
- (2) 日本 GAP 協会が実施した JGAP マークの適正使用に関する監視で不正行為が発覚した JGAP 認証農場・団体及び JGAP 農産物使用マーク使用者
- (3) JGAP 農産物使用マーク使用者については、本規則 10.2.2(4)a.に定める認証等の一時停止及び取り消しが発覚した場合
- (4) 過去 5 年以内に JGAP マークの使用許諾が取り消されたことがある者
- (5) 過去の法令違反等により日本 GAP 協会が使用者として相応しくないと判断した者

10.4 JGAP マークの詳細な使用方法

JGAP マークは日本 GAP 協会が提供した状態で使用することとし、文言や形の変更は認めない。大きさの変更は認める。その他の詳細な使用方法については「JGAP マーク使用の細則」に従う。

10.5 使用許諾の流れ

- (1) JGAP マークの使用を希望する JGAP 認証農場・団体及び JGAP 農産物使用マーク使用者は、「JGAP マーク使用の細則」が定める「JGAP マーク使用許諾申請書」に必要事項の記入及び必要な添付書類を準備し、日本 GAP 協会に提出する。
- (2) 日本 GAP 協会から JGAP 認証農場・団体及び JGAP 農産物使用マーク使用者に使用許諾および JGAP マークのデジタルデータが届く。
- (3) 請求書に記載された振込期日までに所定の発行手数料を支払う。

10.6 JGAP マークを表示した商品デザインの報告義務

- (1) JGAP マークを表示した商品デザインを開発した農場・団体、及び JGAP 認証農産物使用マーク使用者は、開発した商品デザインを日本 GAP 協会に報告する。報告は商品を販売した後でもよいが、最初の販売から 3 ヶ月以内とする。報告の方法等の詳細は「JGAP マーク使用の細則」による。
- (2) 日本 GAP 協会は、報告された商品デザインの使用方法が適切でない場合には、当該組織に改善を要求する。

10.7 JGAP マークを使用しない JGAP の認証に関する表示

(1) JGAP 認証農場・団体

- 1) JGAP 認証農場・団体は、「JGAP 認証農場で生産された農産物」及び「JGAP 認証農場で生産された農産物」を原材料として使用した商品の包装資材・梱包資材で JGAP マークを使用しない形

で JGAP の認証に関する表示をしてはならない。

2) JGAP 認証農場・団体は、名刺、看板、ホームページ、パンフレット、広告、その他の販促資材において、JGAP 認証を取得した農場・団体であることを文言で表現することは認めるが、その認証範囲について正しく伝えることに努める。（*注記 1、*注記 2）不正な表現が発覚した場合は、日本 GAP 協会は JGAP 認証農場に対して、10.3 に準じた措置を取ることがある。

*注記 1) 米の場合、粳まで、玄米まで、精米までと認証の範囲が 3 種類あるが、その認証範囲について販売先に明確に伝えること。

*注記 2) 茶の場合、生葉まで、荒茶まで、仕上茶までと認証の範囲が 3 種類あるが、その認証範囲について販売先に明確に伝えること。

(2) JGAP 認証農場・団体以外の「JGAP 認証農場で生産された農産物」の使用者

JGAP 認証農場・団体以外の「JGAP 認証農場で生産された農産物」の使用者は、JGAP 認証農場の農産物使用マークを使用しない形で、“JGAP”の文言を使用する場合、「商標法」をはじめ「不正競争防止法」「不当景品類及び不当表示防止法」その他関係法令を遵守して使用すること。“JGAP”の文言の不正使用が発覚した場合、日本 GAP 協会はその者に対して差し止め請求・損害賠償請求等の民事上及び刑事告訴等の刑事上の法的措置を取ることがある。表示方法については、「JGAP マーク使用の細則」に従う。

10.8 2010 年 6 月 30 日以前に発行された JGAP マーク

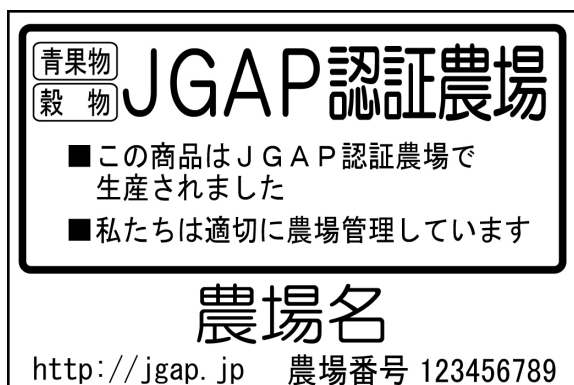
旧デザインの JGAP マークは、基準文書「JGAP 運営・審査・認証の規則 2.3 版」にもとづいて発行され使用されているが、JGAP 認証農場・団体は下記の規則に従うことを条件に継続して使用することができる。

以下の範囲において、2013 年 6 月 30 日までの期間に限り、旧デザインの JGAP マークの表示を許可する。

(1) 本規則 7.5 で定めた「JGAP 認証農場で生産された農産物」及びその商品の梱包資材及び販促物。

ただし消費者に見せることを意図した部分（個別包装など）に使用できない。

(2) 商品の梱包資材をのぞく販促資材（工場への看板含む）、名刺



(1)で使用する旧デザインの JGAP マーク



(2)で使用する旧デザインの JGAP マーク

1 1. JGAP 審査員、JGAP 内部監査員、団体事務局の責任者及び JGAP 指

導員について

11.1 JGAP 審査員の種類

JGAP 審査員には以下の種類がある。

- (1) 審査員補 審査員又は上級審査員の立会いの下で、個別審査及び団体審査における農場の審査を担当することができる。
- (2) 審査員 個別審査及び団体審査における農場の審査を担当することができる。
また、本規則 11.4(1)の条件を満たした上で、上級審査員又は日本 GAP 協会が上級審査員と同等と認定した者の立会いの下で、団体審査における団体事務局の審査を担当することができる。
- (3) 上級審査員 個別審査及び団体審査における団体事務局の審査と農場の審査を担当することができる。

11.2 審査員補の登録要件

審査員補は、下記の情報を審査・認証機関を通して日本 GAP 協会に登録する。

- (1) 農業、団体の営農指導員のいずれかの経験 3 年以上、あるいは JGAP 指導の経験 3 認証農場以上、普及指導員、技術士（農業分野）、農業技術検定 2 級以上、農業大学校又は農業系の学校出身者で農業実習の経験のある者、もしくはそれらと同等と審査・認証機関が判断する実務経験
- (2) 日本 GAP 協会認定 JGAP 指導員基礎研修 合格
- (3) 日本 GAP 協会認定 JGAP 審査員研修 合格

11.3 審査員の登録要件

審査員は、審査員補の登録要件に加え、下記の情報を審査・認証機関を通して日本 GAP 協会に登録する。

- (1) 日本 GAP 協会認定 JGAP 内部監査員研修又は JGAP 団体認証講座 合格
- (2) 審査員又は上級審査員の立会いにより相応の力量が確認された個別審査または団体審査における農場の審査 3 件以上の実施記録

ただし、2010 年 6 月 30 日時点で審査員として日本 GAP 協会に登録されている場合、その登録は継続する。

11.4 上級審査員の登録要件

上級審査員は、審査員の登録要件に加え、下記の情報を審査・認証機関を通して日本 GAP 協会に登録する。

- (1) IRCA/JRCA/RAB/JFARB 認定のマネジメントシステム審査員研修コース 合格 または日本 GAP 協会の認めるマネジメントシステム審査員研修コース 合格
- (2) JGAP の審査の経験

農場の審査 15 件以上、及び上級審査員又は日本 GAP 協会が上級審査員と同等と認定した者の立会いにより相応の力量が確認された団体事務局の審査 2 件以上の実施記録

ただし、2010 年 6 月 30 日時点で上級審査員として日本 GAP 協会に登録されている場合、その登録は継続する。

11.5 上級審査員、審査員の登録の継続

上級審査員、審査員の登録を継続するためには、年に 1 回、下記が確認できる登録継続の申請書を日本 GAP 協会に提出する。

- (1) 審査・認証機関もしくは審査員研修機関が開催する JGAP 審査員向け研修への参加 年 1 回以上
- (2) 農場の審査 年 3 件以上。上級審査員は、これに加えて団体事務局の審査 2 件以上
- (3) 日本 GAP 協会が指定する研修の受講

以上を満たせなかった場合、審査員はその処遇について日本 GAP 協会の指導に従う。

11.6 審査員補の登録の継続

審査員補の登録を継続するためには、年に 1 回、下記が確認できる登録継続の申請書を日本 GAP 協会に提出する。

- (1) 日本 GAP 協会が指定する研修の受講

以上の申請がない場合、審査員補はその処遇について日本 GAP 協会の指導に従う。

11.7 上級審査員、審査員及び審査員補の登録に係る費用

- (1) 上級審査員、審査員及び審査員補は、登録及び登録の継続に当たり、年 1 回、登録費を日本 GAP 協会に支払わなければならない。
- (2) 日本 GAP 協会は、登録された上級審査員、審査員及び審査員補に対して、JGAP に関する情報を継続的に提供する。

11.8 審査員の独立性と守秘義務

- (1) 審査員は、その独立性と公平性に影響するいかなる活動も行ってはならない。特に、審査日から前後 3 年以内は、審査を担当した農場・団体に対しコンサルティング（*注記 1）または商品の販売等の営業活動を行ってはならない。

*注記 1) コンサルティングとは、農場・団体に固有の JGAP に関する助言、指示又は解決を与えることをいう。誰でも自由に入手できる一般的な情報に限られた教育訓練の講師を担当することはコンサルティングとはみなされない。

- (2) 上級審査員、審査員及び審査員補は、情報と記録に関する機密を守るため、審査・認証機関の定める手順を厳密に遵守しなければならない。

11.9 登録の取り消し

下記の場合において、上級審査員、審査員及び審査員補の登録が取り消されることがある。取り消しの判断は日本 GAP 協会が行う。

- (1) 審査を担当した農場・団体との不適切な関係が原因で、審査結果が信用できないと日本 GAP 協会が判断した場合。あるいは、不適切な関係が発覚した場合。
- (2) JGAP 及び日本 GAP 協会の信用を傷つけたとき。
- (3) 本規則 11.7 で定める登録費を支払わない場合。

11.10 JGAP 内部監査員の種類

- (1) 内部監査員 団体事務局と農場の内部監査を担当することができる。
- (2) 内部監査補佐役 内部監査員の管理下（*注 1）で、農場の内部監査を担当することができる。

*注記 1) 管理下とは、内部監査補佐役の実施する内部監査に最終的に責任を持つということであり、内部監査員による教育・訓練の記録、及び内部監査補佐役の実施した監査報告書を内部監査員が検証した記録を示せるようにする必要がある。

11.11 内部監査員の力量の要件

(1) 内部監査員の力量の要件として以下を必須とする。内部監査員は、以下の要件を満たすことを証明する記録を示せるようにする必要がある。

- a. 食品安全衛生を含む GAP に関する最新知識の保有
(これには「JGAP 農場用 管理点と適合基準」の理解を含む)
- b. ハザード分析に基づくリスク評価に関する知識の保有
(これには「JGAP 農場用 管理点と適合基準」の理解を含む)
- c. マネジメントシステム（団体統治）に関する知識の保有
(これには「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」の理解を含む)
- d. 監査に関する知識の保有及び監査能力の保有
(これには「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」の理解を含む)

上記 a～d を証明する方法には以下があるが、これと同等の内容であれば以下に限らない。

- a、b → 日本 GAP 協会認定 JGAP 指導員基礎研修 合格、及び JGAP 指導員の資格維持
- c、d → 日本 GAP 協会認定 JGAP 内部監査員研修 合格

(2) 内部監査員の力量の要件として以下を推奨する。

- a. 農業、団体の営農指導員のいずれかの経験 3 年以上、あるいは JGAP 認証農場の指導経験 3 農場以上、普及指導員、技術士（農業分野）、農業技術検定 2 級以上、農業大学校又は農業系の学校出身者で農業実習の経験のある者。
- b. JGAP 認証団体の指導経験、あるいは JGAP 認証団体の団体事務局としての経験がある者。

11.12 内部監査補佐役の力量の要件

(1) 内部監査補佐役の条件として以下を推奨する。

- a. 農業、普及指導員、団体の営農指導員のいずれかの経験 3 年以上、あるいは JGAP 認証農場の指導経験 3 農場以上、技術士（農業分野）、農業技術検定 2 級以上、農業大学校又は農業系の学校出身者で農業実習の経験のある者。
- b. 日本 GAP 協会認定 JGAP 指導員基礎研修 合格

11.13 団体事務局の責任者の力量の要件

団体事務局の責任者は品質管理の最終責任を負うため、内部監査に関する十分な知識を有していることが求められる。そのため以下を必須とする。団体事務局の責任者は、以下の要件を満たすことを証明する記録を示せるようにする必要がある。

- a. マネジメントシステム（団体統治）に関する知識の保有
(これには「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」の理解を含む)
- b. 監査に関する知識の保有及び監査能力の保有
(これには「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」の理解を含む)

上記 a,b を証明する方法には以下があるが、これと同等の内容であれば以下に限らない。

- a、b → 日本 GAP 協会認定 JGAP 内部監査員研修 合格

11.14 JGAP 指導員の種類

(1) JGAP 指導員とは、農場・団体が「適切で効率的な農場管理」を実現し、JGAP 認証を取得・継続するために、その指導・相談または農場管理業務の助言・支援を行う知識のある者である。

- (2) JGAP 上級指導員とは、農場・団体が「適切で効率的な農場管理」を実現し、JGAP 認証を取得・継続するために、その指導・相談または農場管理業務の助言・支援を行う能力のある者である。
- (3) その他の JGAP 指導員に関する規則は「JGAP 指導員規約」に定める。

12. 認定機関、及び審査・認証機関について

12.1 認定機関の要件と認定業務

- (1) 日本 GAP 協会は、日本 GAP 協会の指定する機関、または IAF の会員でかつ MLA の署名機関を認定機関として指名し、認定業務に関する契約を締結する。
- (2) 認定業務は ISO17011 及び(1) で日本 GAP 協会と締結した認定業務に関する契約に基づき実施する。
- (3) 認定機関は、認定業務を実施するにあたりその実施要領を定め、審査・認証機関に周知してから認定業務を実施し、認定された審査・認証機関には認定書を発行する。
- (4) 認定機関は、認定に関する最新情報を日本 GAP 協会に報告する。

12.2 審査・認証機関の認定要件

- (1) 審査・認証機関は、審査・認証業務に関して認定機関及び日本 GAP 協会と契約を締結する。
- (2) 認定機関は以下の要件を満たした機関を審査・認証機関として認定する。認定に関する詳細な内容は、認定機関の定める認定に関する実施要領に従う。
 - (a) ISO/IEC 17065 及び JGAP 総合規則に準拠した JGAP 審査・認証システムを保有していること。
 - (b) 上記について、12.1 に定める日本 GAP 協会と契約を締結した認定機関の審査を受け、認定を得ること。
 - (c) 公平性・独立性が十分であること
 - (d) 審査・認証費用が妥当であり、財務が健全であること
 - (e) 認証判定を行う力量を有するものを 1 名以上有していること。認証判定を行う力量を有する者とは、上級審査員もしくは審査・認証機関が上級審査員と同等と認める知識、能力及び経験を有する者を指す。

12.3 審査・認証機関の権利と義務及び認定取り消し

12.3.1 審査・認証機関の権利

審査・認証機関は、JGAP の認証の取得を希望する農場・団体に対し、本規則に従って審査を実施し、JGAP の認証を付与することができる。

12.3.2 審査・認証機関の義務

- (1) 審査・認証機関は、認証を付与した農場・団体の登録内容を認定機関及び日本 GAP 協会に報告しなければならない。登録内容に変更があった場合には、その内容を認定機関及び日本 GAP 協会に報告しなければならない。
- (2) 審査・認証機関は、認定機関の実施する認定審査を受けなければならない。認定維持・更新のための審査は、本規則 12.2 の認定要件を継続して運用していることを評価する審査である。そのほか、認定に影響を与える事象が発生したと認定機関が判断する場合には、審査・認証機関に対して臨時の審査を実施することもある。
- (3) 審査・認証機関は、別途規定する認定登録料を支払わなければならない。
- (4) 認定された審査業務に関する農場・団体、その他関係者からのすべての異議申し立て、苦情及び紛争の記録とその対応内容を記録し、認定機関及び日本 GAP 協会の求めに応じて報告しなければならない。

らない。

- (5) 認定機関及び日本 GAP 協会の要求する研修会や会議に積極的に参加しなければならない。

12.3.3 認定の取り消し

上記の資格要件を満たさない場合、義務を怠った場合、その他認定機関が不相当と判断する場合には、認定が取り消される。原則として認定取り消しの前に、認定機関は審査・認証機関に対して文書による警告を行うものとするが、即時取り消しも可能である。

13. JGAP の研修及び JGAP 研修機関の認定

13.1 JGAP の研修メニュー

日本 GAP 協会は以下の JGAP に関する研修を開発し、研修に関する一切の文書の所有権を有する。

- (1) JGAP 指導員基礎研修
- (2) JGAP 内部監査員研修（GAP の産地リーダー養成講座）
- (3) JGAP 指導員現地研修
- (4) JGAP 審査員研修

13.2 JGAP 研修機関の認定

日本 GAP 協会は 13.1 に示す JGAP の研修を開催できる機関（JGAP 研修機関と呼ぶ）を認定する。認定は 13.1 に示す(1)～(4)の研修メニューごとに実施し、認定証を発行して認定範囲を明確にする。認定要領及び認定要件については「JGAP 研修機関 認定の細則」に規定する。

13.3 JGAP 研修機関の権利と義務及び認定取り消し

13.3.1 JGAP 研修機関の権利

JGAP 研修機関は、本規則 11 に定める JGAP 審査員、JGAP 内部監査員、JGAP 指導員に関して、研修の修了や合格を証明する記録を受講生に発行することができる。

13.3.2 JGAP 研修機関の義務

- (1) JGAP 研修機関は、日本 GAP 協会の実施する認定審査を受けなければならない。認定更新のための審査は、本規則 13.2 の認定要件を継続して運用していることを評価する審査である。そのほか、認定に影響を与える事情が発生したと日本 GAP 協会が判断する場合には、JGAP 研修機関に対して臨時の審査を実施することもある。
- (2) JGAP 研修機関は、別途規定する認定登録料を支払わなければならない。
- (3) 認定された審査業務に関する受講生、その他関係者からのすべての異議申し立て、苦情及び紛争の記録とその対応内容を記録し、日本 GAP 協会の求めに応じて報告しなければならない。
- (4) 日本 GAP 協会の要求する研修会や会議に積極的に参加しなければならない。

13.3.3 認定の取り消し

上記の認定要件を満たさない場合、義務を怠った場合、その他日本 GAP 協会が不相当と判断する場合には、認定が取り消される。原則として認定取り消しの前に、日本 GAP 協会は JGAP 研修機関に対して文書による警告を行うものとするが、即時取り消しも可能である。

14. JGAP と他の GAP との同等性認証

14.1 「JGAP と同等性を認められた基準文書」として承認されるまでの流れ

- (1) JGAP との同等性の承認を希望する他の GAP の著作権者は、別途定める「JGAP と他の GAP との同等性認証に関する細則」に従って、日本 GAP 協会に同等性審査を申請する。
- (2) 日本 GAP 協会技術委員会が、JGAP と他の GAP の比較表を書類審査
- (3) 日本 GAP 協会技術委員会が、JGAP と他の GAP の比較表についてパブリックコメントを募集し審査
- (4) 日本 GAP 協会技術委員会の管理の下で、他の GAP を使用し、日本 GAP 協会が指定する JGAP 審査員による試行現地審査（Witness Assessment）を実施
- (5) 日本 GAP 協会技術委員会が、JGAP と他の GAP の同等性を判定
- (6) 日本 GAP 協会技術委員長が日本 GAP 協会理事会へ推薦
- (7) 日本 GAP 協会理事会が、JGAP と他の GAP の同等性を承認し、他の GAP の著作権者に「JGAP と同等性を認められた基準文書」としての証明書を付与する。

14.2 「JGAP と同等性を認められた基準文書」を使用した JGAP 審査・認証の実施

他の GAP を使用して管理を行う農場・団体は、以下の規則に従って他の GAP を使用した審査を実施した場合には、JGAP 認証書を取得することができる。

(1) 審査・認証機関

審査・認証業務の全ては、本規則 12 に従って認定機関が認定した審査・認証機関と、本規則 11 に従って、日本 GAP 協会に登録された JGAP 審査員によって行われなければならない。

尚、審査・認証機関は、「JGAP と同等性を認められた基準文書」を使用した JGAP 審査をす
るにあたり、認証範囲の拡大を実施する必要がある。

(2) 審査に使用される基準文書

審査・認証は、「JGAP と同等性を認められた基準文書」と、本規則に定められた審査と認証に関
する規則を使用して行われる。

なお、団体の場合で、他の GAP が「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」との同等性を承認
されていない場合には、「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」を団体統治の審査基準として使
用する。

(3) その他

その他の詳細な手順については、日本 GAP 協会が定める「JGAP と他の GAP との同等性認証に関
する細則」にもとづき運営する。

15. 苦情対応、利害関係者の意見集約、及びスキームの見直し

15.1 審査・認証機関の苦情対応

審査・認証機関は、審査・認証機関に対するあらゆる苦情や異議申し立てに対して、審査・認証機関が
定める苦情・異議申し立て対応手順によって処理し、苦情・異議申し立てを行った者に対して、その対
応を通知しなければならない。

15.2 認定機関の苦情対応

認定機関は、認定機関に対するあらゆる苦情や異議申し立てに対して、認定機関が定める苦情・異議申
し立て対応手順によって処理し、苦情・異議申し立てを行った者に対して、その対応を通知しなければ

ならない。

15.3 日本 GAP 協会の苦情対応

日本 GAP 協会は、あらゆる利害関係者より、以下に関する苦情を受け付け、適切に対応する。ただし、苦情表明者の氏名及び連絡先が不明な場合には、対応はできない。

- (1) 認定業務（審査・認証機関の認定、研修機関の認定）に関すること
- (2) JGAP マークの使用に関すること
- (3) 認定機関への苦情に対して当該の認定機関の対応に不服である場合
- (4) 何等かの理由で、認定機関へ直接苦情の申し立てができない場合
- (5) その他、日本 GAP 協会の活動に関することで、当協会が対処すべきと判断したもの

苦情の対応判断は、日本 GAP 協会の専務理事または事務局長によるが、判断のつかない案件は技術委員会、理事会等で判断を決定してから対処する。一連の苦情処置結果は記録して維持する。

15.4 利害関係者の意見集約及びスキームの見直し

日本 GAP 協会は、年に 1 回、認証農場・団体、審査・認証機関、認定機関、指導員に対して、JGAP に関する満足度調査を実施する。調査はアンケートや訪問等のあらゆる手段で実施する。調査の結果は以下の活動に活用する。

- (1) 認定機関を通じた審査・認証機関への指導
- (2) JGAP 研修内容への反映
- (3) JGAP 基準文書の改正を含むスキームの見直し

改訂履歴

制定日・改訂日	発行日	版 数	備 考
2007.5.15	2007.5.15	第 2 版	※新規制定
2007.6.22	2007.6.22	第 2.1 版	
2007.11.15	2007.11.15	第 2.2 版	
2008.11.13	2008.11.13	第 2.3 版	
2010.03.31	2010.07.01	2010	規則名称の変更 旧：JGAP 審査・運営・認証の規則 新：JGAP 総合規則
2011.10.01	2011.10.01	2011	
2013.04.01	2013.04.01	2013	・JGAP はスキームであることを明確にした。 ・内部監査員研修の新設 等
2014.12.15	2015.04.01	2014	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3.用語の定義に自己点検、内部監査、審査・認証を追加した。 ・ 6.1 並行生産及び並行所有について明確にした。 7.5 JGAP 認証農場で生産された農産物の団体を通じた販売・出荷を明確にした。 ・ 7.6 JGAP 認証農場で生産された農産物の購買について明確にした。 ・ 8.1(5)団体事務局の責任者には内部監査員資格の保有は必要とした。 ・ 8.6 抜き打ち審査を明確にした。

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 9.3 臨時審査を明確にした。 ・ 11.11～11.12 内部監査員及び内部監査補佐役の要件を見直した。 ・ 12. 認定機関の認定、審査・認証機関の認定について変更 ・ 13.2 研修機関の認定を一元化 ・ 15.2 認定機関の苦情対応を追加 ・ 15.4 利害関係者の意見集約及びスキームの見直し を追加した。
--	--	--	---